

コラム

桑名市こどもの権利条例 がスタートして1年が 経ちました！

令和7年4月1日に「桑名市こどもの権利条例」が施行されてから、1年が経ちました。こどもたちは一人一人がかげがえのない存在です。安心して育ち、自分の思いや考えを伝え、尊重されながら成長していく権利があります。

この条例は、こどもに関わるすべての人がこどもの権利を理解し、大切にしていくためのものです。これからも、こどもの声に耳を傾けながら、保護者、市民、市が力を合わせ、こどもたちが自分らしく成長できるまちづくりを進めていきます。



市HP

(子ども未来課)

情報

父母の離婚後の子の養育に関する
ルールが改正されました

令和8年4月から、父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正され、共同親権の制度などが開始しました。

これまででは、離婚後は、父母のいずれかが子の親権を有していましたが、次のとおり改正されました。

- ・親権は、父母が共同して行います。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他方が行います。

- ・通常のワクチン接種など監護教育に関する日常の行為をするとき、緊急の医療行為が必要などこどもの利益に急迫の事情があるときなどは、親権の単独行使ができます。

- ・特定の事項について、家庭裁判所の手続きで親権行使者を定めることができます。

他にも、養育費の支払い確保に向けた見直しが行われました。詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

これらの改正は、こどもたちのためのものであり、こどもの意見を尊重することなども定められています。

こどもの権利が守られ、こどもが真ん中となる社会を作っていきますよう。

(子ども総合センター)

Q&A

Q こどもがスマートフォンを自分でも触りたがり、見始めるとなかなか止められなくなります。どうすればよいでしょうか？

A 大人が使っていると、子どもは興味湧き、触ってみたくりますが、おもちゃとして渡してしまうのは止めましょう。大人と一緒に楽しむ物として、スマートフォンを位置づけるといいと思います。

子どもがゲームや動画を見る時には大人も一緒に見て「面白いね」「これは何？」と一緒に動画の歌を歌ってみようか」など話しかけ、会話を楽しむツールになるといいですね。また、長時間にならないように、時間を決めて利用しましょう。時間の約束を守れた時は「きちんと約束を守ってくれてありがとう」と言葉で伝えてあげてください。

(子ども総合センター)

すくすく離乳食教室

①初期・中期②後期・完了期

成長時期に応じた離乳食に関する講話など

とき	6/2(火) ①13:30~15:00 ②10:30~11:30
場所	くわなメディアライヴ
定員	20人(先着順)
申込	右記QRコード
期間	5/15(金)~25(月)

①



②



育児相談

保健師や管理栄養士への乳幼児に関する相談

とき	6/19(金) 10:00~11:00
場所	くわなメディアライヴ
定員	30人(先着順)
申込	右記QRコード
期間	5/15(金)~6/12(金)



問 子ども総合センター ☎ 24-1380 FAX 24-5497